

平成28年12月議会一般質問（維新の会 楠村信二）

皆さん、こんにちは。維新の会、楠村信二です。（早速ですが質問をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します）第20回定例会におきまして一般質問の機会を与えて頂き、感謝いたします。先輩同僚議員におかれましては一般質問も最終日でお疲れのこととは思いますが、しばらくの間、よろしくお願い致します。市長はじめ当局の皆様には私の意のあるところをお汲み取り頂き、明快なご答弁をよろしくお願い致します。

それでは初めに潜在保育士の確保についてです。（資料1枚目）

平成25年4月に策定されました「待機児童解消加速化プラン」では女性の就業が更に進むことを念頭に待機児童解消を確実なものとするため、保育の受け皿を50万人にしていくことが示されました。そして、その担い手である保育人材確保のための方策を図り、平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材数、約9万人の確保を目指すとしています。全国に潜在保育士が70万人以上といわれる中、潜在保育士の確保は欠かせません。

平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」が始まり、本市保育施設等の数、定員は平成26年4月時点の81箇所、利用定員6195人から平成27年4月では97箇所、利用定員6915人に増加、平成28年4月には107箇所、利用定員は7339人になり、この2年間で保育施設等26箇所、利用定員は1144人増加しています。今後も保育ニーズが高まり、保育施設等を増やさなければならず、さらなる保育士の確保が必要です。

ここでお伺いします。本市は総合戦略において子育てファミリー世帯の定住、転入の促進を柱の一つとしており、待機児童解消は本市としても早急に取り組まなければならない問題です。待機児童解消に欠かせない保育士確保ですが、本市における保育士不足についての見解をお聞かせください。

次に債権管理についてです。

6月議会で質問をさせて頂きましたが、本市として厳しい財政状況のもと、債権の適正な管理は、市財政の健全化と市民負担の公平性を確保する、重要度の高い問題ですので再度質問します。(資料P7)

市の債権には、市税及び公法上の原因に基づくもののうち、国民健康保険料、介護保険料といった強制徴収できる債権(強制徴収公債権)と、生活保護の返還金や公共施設使用料など強制徴収できない債権(非強制徴収公債権)があり、後者の場合には裁判所の手続で回収しなければなりません。また、水道料金や学校給食費など、契約によって発生する私法上の債権(私債権)があります。

債権によって時効期間の違いや時効の援用の有無、私債権を放棄する場合は地方自治法上、議会の議決を経なければならないなど、それぞれ債権の性質により手続が異なります。

本市では平成27年度包括外部監査において、市税以外で国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、学校給食費、市営住宅の賃料等監査対象とした債権が42種類示されております。それらのものに市税8税目もあわせ、現在、それぞれの所管毎に債権が管理され、法律や条例に則って徴収をしています。

ここで伺います。平成27年度決算での一般会計および特別会計の実質収入未済額の合計額を教えてください。

以上で第1問目を終わります。

ここで伺います。本市は総合戦略において子育てファミリー世帯の定住、転入の促進を柱の一つとしており、待機児童解消は本市としても早急に取り組まなければならない問題です。待機児童解消に欠かせない保育士確保ですが、本市における保育士不足について
の見解をお聞かせください。

(1回目答弁)

(2回目)

平成27年4月時点で待機児童が50人以上の自治体に対して、今年の4月に厚生労働省から「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」対応方針が出されています。

この中で人材確保、受け入れ強化として「保育士の子どもの優先入所」保育士復職支援のため、未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象とする取扱いを積極的に推進していただきたい。という内容が示されました。

保育士の子供が保育所に優先的に入れる仕組みを導入する自治体が増えてきています。さいたま市では、来年度保育所利用申し込みから市内保育所での就労者や就労予定者の子供を入所選考過程で優遇します。藤沢市、杉並区なども同様に来年度入所申し込みから実施予定です。町田市は今年度、2次募集分から実施しています。平成26年から実施している千葉市は保育士の職場復帰が増え、成果も出ているそうです。

本市では子供を保育施設に入所させる場合、父母の就労時間や病
気や障害などを基本指数、ひとり親、兄弟同時入所など調整指数を点
数化して入所選考しています。

ここでお伺いします。保育士不足解消のため、保育士の子どもが優
先的に保育所に入れるよう、入所選考過程等で優遇するようにして
はどうか。

さいたま市（保育課）「子供を預けられなくて働けないという保育
士は多い。加点により、子供を保育所にかなり入れやすくなる」

町田市「保育士が1人復職すれば、0歳児を3人預かれる。市民の
理解は得られると考えている」来年度からは市外在住で市内保育所
で働く保育士にも対象を広げるそうです。

子育てなどで保育現場を離れた保育士さんに復職してもらい、待
機児童の解消につなげるというものです。予算もかけず良い施策だ
と思います。29年度から導入をして頂きたいと思います。

ここでお伺いします。平成27年度決算での一般会計および特別会計の実質収入未済額の合計額を教えてください。

(1回目答弁)

(2回目)

ご答弁いただきました。平成27年度決算で実質収入未済額が約150億円あるとのことでした。

本庁舎が建替えできる金額です。大変な額だと思います。

本市では市税や市税以外にも多くの種類の債権があり、その債権毎に管理や回収等しているわけですが、その方法に問題があり、昨年度の包括外部監査から報告書で指摘されています。

報告書からいくつか取り上げたいと思います。

(平成27年度 包括外部監査の結果報告)

① (P20)(2) 督促・催告

督促状を送付すべき

債権の滞納者に対して納期限後20日以内に督促状送付していない

事例

(市営住宅維持管理負担収入) 市営住宅の共益費

送付をしてなかった。今年度からは送付している。

② (P25)(7) 時効の管理

債務承認による時効の中断

債権毎に時効期間が違います。

納付誓約書を手入や督促状の発送など時効の中断措置されてない事

例(介護保険料) 納付誓約書ではなく納付計画書を取っていた。

この方法だと時効が中断されていない。

(国民健康保険料)

時効の中断をせず、時効の2年が完成している事案がある。

国民健康保険料は収入未済額も多く、時効の中断をせず、消滅時効するものについて事前にお聞きしたところ

平成27年決算 2万5802件 約3億5500万円

③ (P22) 4滞納者と納付交渉を行うべき

(住宅資金貸付金)

滞納者と長期間納付交渉が全く行われていない事例がありました。

(P264)

1人目(D氏)債権額約620万円で最終納付日昭和61年、最終納付交渉平成9年

2人目(F氏)債権額約200万円で最終納付日平成9年、最終納付交渉平成10年

結果、時効になっています。なぜ、納付交渉が行われていない理由は不明との事です。

差押えるべき財産があるにもかかわらず、強制徴収等をせず、時効期間が満了し、不納欠損処理した場合、「徴収を怠る事実」「財産の管理を怠る事実」として住民監査請求・住民訴訟が提起され、長の個人責任が追求されることがありますが、本市の見解はいかがでしょうか。

安易な不納欠損処理は大きな問題になります。

④（P 2 7） 3 不能欠損処理は適切な債権放棄の手続きに基づいて
実施すべき

（住宅家賃）

本来であれば議会にて債権放棄の議決を行ったうえで、不能欠損処理すべきですが、適正に行えていません。

議会の議決による債権放棄をせず、不能欠損処理を行っていたと包括外部監査の報告書で指摘されているものについて、事前にお聞きしたところ

平成 1 7 年度～ 2 6 年度 4 9 0 人 1 億 9 8 0 0 万円

⑤ (P 2 5) (8) 不能欠損処理

実質的に回収が見込めない債権の不納欠損処理の推進

先ほど不能欠損処理は議会の議決を経て、債権放棄せず、不能欠損処理していた事例でした。が、今度は、債務者等が死亡、行方不明など回収が見込めないが、不納欠損処理がおこなわれていない事例でたくさん指摘されています。

回収の見込みがないものに時間や労力を取られず、回収の見込みのある債権を重点的に回収を行う。回収の見込みがなければ、すみやかに債権放棄を行い、不納欠損処理を行う、効率的な債権管理が必要です。

そのためにも、どのような条件で債権放棄をして、不能欠損処理を行うかの基準を明確にすることが必要です。あいまいな管理、処理を行うと訴訟リスクがあり、長の責任を問われます。

いくつか事例について話しましたが、債権毎にそれぞれの所管課がそれぞれの判断基準で管理、処理等を行っています。公平性の観点からも改善すべきと思います。全庁横断的な事務処理基準の統一をしっかりと進める必要があると思います。

近隣市では債権管理条例を制定し、滞納者に関する情報の扱い、督促、強制執行、債権放棄、不納欠損処理などについて、債権別の判断基準や手順の標準化を行っています。本市においても早急に債権管理条例を作られてはどうでしょうか。

(答弁) 条例化にむけ、研究していく。

入湯税の問題では、定年退職された当時の税務課長が徴収すべき税金を適正に徴収していないため、多額な損害賠償金を払いました。今後、債権の取り扱いについても、同様に考える必要があると思います。

債権管理は督促、強制執行等、時効管理、債権放棄、不納欠損処理などやるべきことが多く、その債権毎に取り扱いが違います。本市は債権の種類が多くあり、各所管課が通常の業務を行いながら債権管理、回収等についても行っていることから、非効率な部分も多いです。

全国的にも債権管理の一元化に取り組む自治体が増えてきています。

債権管理に関する業務（徴収体制）一元化するメリットとして

①債権所管課の債権回収業務負荷の軽減

通常の業務に専念できる

②ノウハウの蓄積と活用

債権管理・回収に専念ことによって、スペシャリスト人材が育つ。

長年にわたり所管課が交渉してもなかなか回収が困難である困難事例や専門的知識が必要な案件があると思いますが、債権管理課のような専門部署があればスペシャリスト人材を活用できることから有効ではないでしょうか。

③債務者に関する情報等の共有

それぞれの所管課が行っている、交渉経過や財産調査の内容の共有について

聞き取った情報等を所管課間で情報共有しているのでしょうか

※（地方税法第22条）秘密漏えいに関する罪

強制徴収公債権については情報共有可能

私債権のほうも名寄せをして専門部署のみ情報を管理なら可能（他市で実施）

④ 重複滞納者（重複滞納事案）への対応の充実と効率化

債務者の中には、市民税と市営住宅の賃料など、重複滞納になっているケースも多くあります。

同一滞納者へ各所管課が別々に督促状を送ったり、架電や臨戸をしていたり、また債務者も来庁時、各所管課を回るなど、大変、非効率ですが、本市としてどのようにお考えでしょうか。

6月議会で質問しましたが、債権管理の一元化についての答弁では、「全庁的に債権管理を推進していくための効率的な組織体制の整備等につきましては今後研究を進めていく」との事でした。債権管理の一元化について、本市としてやる方向か否か、どうでしょうか。教えてください。

すべての債権管理の一元化が難しいのであれば、市税や国保料などの強制徴収公債権だけでも一元化する方法もあります。これは裁判所の決定がなくとも自治体独自が財産の差し押さえなど、強制徴収を執行できることから一元化しやすいとされています。

(資料 P 1 4)

国民健康保険料、介護保険料、市税の実質収入未済額（平成27年度決算）約100億円 実質収入未済額全体の66%

先進市の千葉県船橋市では、平成20年度からこの市税・強制徴収公債権の一元徴収からスタートしています。（23年度から非強制徴収公債権・私債権の申請書類を統一し、一元化を実施）

本市として一元化しやすい市税や強制徴収公債権（国民健康保険料等）をまず一元化されてはどうか。

(最後)

6月議会でも発言しましたが、地方財政制度改革によって、上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率によって、基準財政収入額が算定されます。政府は実効的な徴収対策の一層の取組みの促進を打ち出しており、今年度から5年間で段階的に反映していくとされており、本市は厳しい立場にあります。

担当課の努力で徴収率が上がってはいますが、まだ県下では最下位レベルです。

平成27年度決算の実質収入未済額は約150億円となっており、大変深刻な状況です。本来入ってくるべき公金を確保することは重要ですし、まじめに納付いただいている市民が多くいる中、資力があるにもかかわらず納付しない悪質な滞納者がいる不公平を是正する。一方で生活困窮者等に対する徴収緩和措置等で救いの手を差し伸べるためにも、債権管理の一元化や債権管理条例が必要だと思えます。

今年の11月に会派視察で千葉県の船橋市に行きました。船橋市の債権管理の一元化を作り上げた永嶋氏は総務大臣表彰をされました。この永嶋氏は債権の一元管理によるデメリットは一つもないと言っています。

私は船橋市に行った時に質問をしました。

どうすれば債権の一元化が尼崎で早く出来るのか質問をしました。

答えはトップダウンで進めるのが早いとのことでした。

市の財源が厳しさを増す中、債権管理について市民の関心も高くなっています。

稲村市長には早急にトップダウンで債権管理の一元化を進めて頂けるようお願いをしまして、私のすべての質問を終わります。ご清聴誠にありがとうございました。